

介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務企画提案書募集要領

この要領は、介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業名

介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務

2 事業の目的

介護ニーズの急増と多様化が進む一方、人口減少社会の到来により介護人材の確保が困難になりつつある。そのため、ロボットや ICT 等のテクノロジーを活用したサービスの質の向上、職員の負担軽減などが必要となっており、医療・介護分野等における介護・リハビリ支援ロボット（以下、「ロボット」という。）の導入は喫緊の課題となっている。

本県では、これまで介護ロボットと現場ニーズのマッチングを通じて、ロボット技術の向上と現場への実装に向けた支援を行ってきた。一方で、ロボット導入の際、施設や設備の改修が必要となる場合や、導入後も人件費の削減には繋がらない場合もあり、ロボットを導入したものの、業務改善には結びつかず、十分に導入の効果が実感できない場合も多い。

そこで、本事業では介護現場において、現状分析・改善提案などによる業務の見直しとロボット技術の導入を一体的に進め、ロボットを活用した業務改善の新しいスタンダードとなるモデルケースを創出し、本県における介護ロボットの導入・活用を促進する。

3 委託事業の内容

別添「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託事業実施期間

契約日から令和9年3月19日（金）までとする。

5 委託見積限度額

金 11,368,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 募集期間

令和8年3月25日（水）から令和8年4月13日（月）午後5時まで

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に所在する大学、研究機関、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人又は医療機関（共同事業体の場合は、構成団体に含まれること。）であること。
- (2) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (7) 共同事業体の場合は、全ての構成員が上記（2）～（6）の要件を満たすこと。

8 選定事業者数

1者

9 応募方法等

(1) 公募説明会の開催

- ア 日時：令和8年3月30日（月）午後1時30分から午後2時30分まで
- イ 形式：オンラインによる説明（Microsoft Teams 使用）
- ウ 参加申込：以下により電子メールで申し込むこと
 - ・申込期限：令和8年3月27日（金）午後3時
 - ・メールの見出し：「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務の説明会参加」
 - ・本文中に次の1～3を記載
 1. 貴機関名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス（招待メールを送付するアドレス））
 - ・申込先：愛知県産業振興課ロボット産業グループ
電子メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

なお、説明会への参加は、応募の必須条件ではありません。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
① 企画提案書（表紙）	様式1を使用	A4縦1枚
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4縦20枚まで
③ 経費見積書	様式2を使用	A4縦2枚まで
④ 過去5年間の経験等	自由様式にて記載	A4縦3枚まで
⑤ 添付資料	㉗ 提案者の概要が分かるもの ㉘ 定款、寄付行為の写し ㉙ 県税の滞納がないことの証明書（3月25日（水）以降のもの） ㉚ 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3月25日（水）以降のもの） ㉛ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3を使用） ㉜（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し、委任状	—

※様式は、愛知県のWebページからダウンロードのこと。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/kaigorihasokushin2026.html>

イ 記述する内容等

- ① 企画提案書（表紙）
 - ・ 様式1を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
 - ・ 文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書（内容）
 - ・ 相談窓口の運営体制、相談対応の実施方法
開発側及び利用側のそれぞれに対して実施を想定する助言等の方法や内容、コーディネータの専門性や介護・リハビリ支援ロボットや関連機器の開発・実用化・活用支援に携わった過去の実績等について、具体的に記載すること。また、相談窓口を設置する場所や相談の受付時間・対応方法、利用を促す方法やマッチング支援に繋げる方法等について、具体的に記載すること。
 - ・ マッチング支援の実施方法
マッチング支援の方法をコーディネータの役割も含めて具体的に記載すること。また、マッチングの確度を高める方法、効率的に進める方法等について具体的に記載すること。
 - ・ ロボット活用による改善提案・導入支援の実施方法
想定するアドバイザー機関、支援対象施設及びその業務改善に結び付けられると考えられるロボットを例示し、コーディネータ及びアドバイザー機関による支援の方法につ

いて、具体的に記載すること。また、ロボット試用等における安全配慮について記載すること。

- ・ 年間スケジュール
相談窓口の設置・運営、マッチング支援、ロボット活用による改善提案・導入支援のそれぞれについての計画的な実施に向け、年間スケジュールを記載すること。
- ・ 事業実施体制（組織体制図）及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
- ・ 企画提案書の記載方法
A4縦判・横書き、文字サイズは12ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。また、ページ下部にページ番号を記載すること。

③ 経費見積書

- ・ 様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・ 単位は円とすること。

④ 過去5年間の経験等

- ・ 今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤ 添付資料

- ・ ㊦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・ ㊧定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・ ㊨、㊩については、写しの提出でも可とする。
- ・ ㊪様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・ 共同事業体の場合は、㊫共同事業体協定書の写し、委任状を添付し、構成員ごとに㊦から㊪の書類を提出のこと。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・ 企画提案は、1事業者1案とする。
- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・ 企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出部数

正本1部、副本6部とする。

※副本は⑤添付書類不要

なお、①から④の提出書類は、電子データ（PDF形式）を（3）エのメールアドレスへ、併せて提出すること。

（3）提出期限等

ア 提出期限

令和8年4月13日（月）午後5時必着

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る。）、若しくは信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- ・ 提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課

ロボット産業グループ

TEL : 052-954-6352 (ダイヤルイン) FAX : 052-954-6976

E-mail : sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

(4) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問受付期間

令和8年3月30日(月)に実施する公募説明会終了後から令和8年4月3日(金)午後5時まで

イ 質問書提出方法

- ・ 電子メールのみの受付とし、電話等での質問は受け付けない。
- ・ 電子メールでの質問は、件名(題名)を必ず「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務・質問」とし、様式4に記載し送付すること。

ウ 回答方法

- ・ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、愛知県Webページにて公開する。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/kaigorihasokushin2026.html>

エ 注意事項

- ・ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

10 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションは、1者15分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施内容の妥当性

- ・ 相談窓口の運営方法、コーディネータによる支援の方法は適切か。
- ・ マッチング支援の方法は、効果的かつ適切か。
- ・ ロボット活用による改善提案・導入支援におけるアドバイザー機関、支援対象施設及びロボットの想定は適切か。

イ 実施体制の妥当性

- ・ 全体スケジュールは適切か。
- ・ 実施体制(組織体制)及び実施担当者(専門家)は適切か(過去の経験を含む)。

ウ 費用対効果

- ・ 経費の見積もりは適切か。

エ 社会的取組

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月上旬頃に全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会 は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 選定された候補者との調整

- ・ 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを 約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な 具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。
協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。
- ・ 積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格 となるよう調整することがある。

11 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記10(5)により適正な価格に調整した場合は、その金額

(3) 契約保証金

愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

(あるいは、愛知県財務規則第129条の3の規定に基づき全額免除する。)

(4) 電子契約について

本件契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書に よる契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 Web ページに掲載されてい る「電子契約マニュアル」を参照すること。

(5) 委託費の支払条件

事業完了後の支払いとする。

12 スケジュール(予定)

令和8年3月25日	公募開始
令和8年3月30日	公募説明会
令和8年4月13日	公募締切
令和8年4月27日	選定委員会開催
令和8年5月上旬	契約締結、委託業務開始
令和9年3月19日	委託業務完了

13 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出する こと。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事 項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認 められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

(3) ロボットの開発企業等が「あいちロボット産業クラスター推進協議会」の会員であるかどう か不明瞭な場合は、9(3)エの問合せ先において、会員であるかどうか確認することができ る。